

◆◇2. 証券取引等監視委員会コラム

「インサイダー取引への対応(その2):情報受領者によるインサイダー取引」

前回のこの場で、近年増加しているインサイダー取引の傾向として、イン サイダー取引を行う当事者について,会社の代表者,役員,従業員等に加え, 会社のインサイダー情報にアクセスする権限を有する会社外の関係者による ものが増加していることをご紹介した。今回は、その他の関係者、特に情報 受領者によるインサイダー取引についてご紹介したい。

会社の役職員がインサイダー取引を行う場合は、インサイダー取引が違法で あることを認識して行う悪意のケースである。違法であることを認識して いるので、自分名義の口座で取引をするとインサイダー取引が発覚することを 恐れて、家族や知人に依頼して、または借名口座を利用して証券取引を行う ことが少なくない。このような場合における家族、知人は、単に名義を貸して いるだけの場合もあるし、会社の役職員から聞いた情報を利用して自らイン サイダー取引を行うケースもある。前者の場合であれば、会社の役職員による インサイダー取引の共犯に問われる可能性がある。後者の場合は、「情報 受領者」として、インサイダー取引の責任を問われる。

従来、「情報受領者」によるインサイダー取引の事例では、情報を伝達する 立場の会社の役職員等の「会社関係者」自身もインサイダー取引を行う悪意を 持つことが多かったが、最近の「情報受領者」によるインサイダー取引事例で は、会社関係者にはインサイダー取引が成立しない場合が増加している。

例えば、上場企業の役員の秘書が職務上知ったインサイダー情報を、会食の 席で弟に話したところ、弟がその情報を利用してインサイダー取引を行った 事例が摘発されている。当該秘書(姉)には、インサイダー取引を行う意思も ないし、弟にインサイダー取引を依頼したこともないが、たまたま弟との会話 の中で話したことを、弟が悪用してインサイダー取引を行った事例である。

弟は、「会社関係者」である姉から聞いた未公開情報を悪用して証券取引を行った「情報受領者」としてインサイダー取引の責任を問われることは当然であるが、姉については、弟がインサイダー取引を行うことも知らず、弟のインサイダー取引の共犯としての責任は問えない事例であった。しかしながら、勤め先の会社の内部情報を弟に漏らしてしまっている点は、会社の情報管理との関係で問題があることは明らかであり、金商法上のインサイダー取引の責任は無いとしても、会社対従業員の構図の中で責任を問われる結果になっている。

この事例からいえるのは、会社の役職員自身はインサイダー取引の違法性を認識してインサイダー取引を行わない場合でも、情報を伝達した先の「情報受領者」において、その情報を悪用してインサイダー取引を行うリスクがあるということである。このような「情報受領者」によるインサイダー取引を防止するには、会社内部でのインサイダー取引防止態勢の構築に加え、社外への情報伝達を含めた情報管理態勢の構築が重要であると思われる。特に、家族や親しい友人、知人であっても、会社内の未公開情報を伝えることは、家族、知人、友人からインサイダー取引の当事者を生むことになるだけでなく、自らも会社との関係で情報管理上の責任を問われるリスクがあることを、十分認識する必要がある。

上記の点と関連することであるが、上場企業のインサイダー取引防止態勢が不十分であることに起因するインサイダー取引も少なくない。インサイダー取引防止には、会社内での情報管理態勢の構築が不可欠であるが、それが不十分である結果、必要の無い役職員まで未公開情報を知ってしまうケースや、社外に情報が流出する事例も把握されている。情報管理態勢は、インサイダー取引防止の基本であるとともに、近年重視されている個人情報管理等の観点からも重要である。上場企業の関係者においては、実効性ある情報管理態勢の構築を踏まえたインサイダー取引防止態勢の構築の重要性を、改めて認識していただきたい。

(文中, 意見にわたる部分は筆者の個人的見解である)。

☆著者紹介 佐々木 清隆

東京都出身。1983年東大法学部卒業後, 大蔵省(当時)に入省。金融監督庁 (現金融庁)検査局, OECD(経済協力開発機構), IMF(国際通貨基金)等海外勤務を 経て, 2005年証券取引等監視委員会特別調査課長。2007年7月より同委員会 事務局総務課長。